（流動負債の区分表示）

第三十七条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第六号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

［一～四　略］

［号を削る。］

五　［略］

六　［略］

七　［略］

八　［略］

［2・3　略］

4　第一項第五号の引当金は、当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、その金額が少額なもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

5　第一項第八号に掲げる項目に属する負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

（繰延税金資産又は繰延税金負債の表示）

第四十五条　第三十条第一項第三号に掲げる繰延税金資産と第三十八条第一項第四号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、異なる納税主体に係るものを除き、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

様式第四号

【連結貸借対照表】

（単位：　円）

	前連結会計年度 （平成　年　月　日）	当連結会計年度 （平成　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
［略］		
［原材料及び貯蔵品	×××］	×××］
その他	×××	×××
流動資産合計	×××	×××

（流動負債の区分表示）

第三十七条　［同上］

［一～四　同上］

五　繰延税金負債

六　［同上］

七　［同上］

八　［同上］

九　［同上］

［2・3　同上］

4　第一項第六号の引当金は、当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、その金額が少額なもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

5　第一項第九号に掲げる項目に属する負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

（繰延税金資産又は繰延税金負債の表示）

第四十五条　第二十三条第一項第八号に掲げる繰延税金資産と第三十七条第一項第五号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、異なる納税主体に係るものを除き、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2　第三十条第一項第三号に掲げる繰延税金資産と第三十八条第一項第四号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、異なる納税主体に係るものを除き、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

様式第四号

【連結貸借対照表】

（単位：　円）

	前連結会計年度 （平成　年　月　日）	当連結会計年度 （平成　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
［同左］		
［原材料及び貯蔵品	×××］	×××］
［繰延税金資産	×××］	×××］
その他	×××	×××
流動資産合計	×××	×××